

第3章 本市の子どもの貧困対策

第2章で整理した、困難を抱える世帯の課題などを踏まえ、本計画における基本理念、「子どもの貧困」のとらえ方、計画の対象、施策の体系を次のとおり定めます。

1 基本理念

すべての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利が認められています。

札幌市では、第一に子どもの視点に立って、困難を抱えている子どもとその保護者が必要な支援に結びつくための体制を整えるとともに、子どもの成長における諸段階に応じた切れ目のない支援を展開し、併せて保護者への必要な支援を実施することなどによって、子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごし、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。

2 「子どもの貧困」のとらえ方

この計画では、「子どもの貧困」を「主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態」ととらえます。

3 計画の対象

この計画では、対象を、「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者とその家族とすることを基本とします。

なお、ここでの子ども・若者は、生まれる前の妊娠期から、社会的自立へ移行する年齢層として、概ね20歳代前半までの年齢とします。

4 施策の体系

実態調査から確認された困難を抱える子ども・世帯の状況や課題を踏まえ、今後5年間で取り組む5つの基本施策と、関連する11の施策を設定しました。

様々な支援策は、実際に支援を必要とする子どもや世帯にしっかりと届き、利用されることが重要です。

そのため、基本施策1「困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進」を、子どもの貧困対策を進めるうえで基礎となる、特に推進すべき施策と位置づけたうえで、各種支援策のさらなる充実に向けて取り組みます。

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実

施策1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

施策2-1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援

施策2-2 子どもの学びの支援

施策2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

施策3-1 社会的自立に向けた支援

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

施策4-1 保護者の自立・就労の支援

施策4-2 生活基盤の確保に向けた支援

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援

施策5-2 ひとり親家庭への支援

施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援

<凡例>

39 ページ以降に掲載している取組一覧では、次のように整理しています。

・ 主な対象について

乳幼児 ：主に乳幼児期の子どもを対象とする事業・取組

小・中学生 ：主に小学生や中学生を対象とする事業・取組

高校生・若者 ：主に高校生や若者を対象とする事業・取組

保護者 ：主に保護者を対象とする事業・取組

・ <新規・拡充の取組>について

新規 は、計画期間中の新規事業・取組

【拡充】は、既存の事業のうち、計画期間中に内容の充実を図る事業・取組

※参考として、29 年度の新規、拡充の事業・取組をそれぞれ（29 年度新規）（29 年度拡充）と掲載

・ <継続する主な取組>について

<新規・拡充の取組>以外の主な事業・取組を掲載